**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十二年三月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

新潟県柏崎市学校町三番六号

医療法人博愛会

代表清算人　伊藤　肇

**解散公告（第一回）**

当NPO法人は、平成二十二年四月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当NPO法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

兵庫県神戸市長田区大橋町五丁目二番一―八〇一

特定非営利活動法人全国解離性障害友の会

清算人　松下　美穂

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十二年四月十五日総代及び責任役員の同意により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

兵庫県姫路市下寺町一三番地

洗心教大岩教会

清算人　植田栄三郎

**解散公告（第一回）**

当法人は、理事会の決議により平成二十二年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

徳島県徳島市幸町三丁目六一番地

財団法人好生社

代表清算人　川島　周

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十二年三月二十六日開催の臨時総会の決議により平成二十二年三月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

佐賀県鹿島市浜町字城下甲三八九八番地三

社団法人佐賀県果樹品種育成センター

代表清算人　橋本　裕

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十一年十一月二十七日開催の理事会及び評議員会の決議並びに平成二十二年二月十二日付長崎県知事の認可により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

長崎市曙町二八番四二号

学校法人長崎聖カタリナ学園

代表清算人　亀田　京子

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十一年八月二十九日開催の社員総会の決議及び平成二十二年三月二十九日岩手県知事へ解散届けを提出し解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

岩手県宮古市西が丘三丁目三番八号

特定非営利活動法人東・源・郷ネットワーク

清算人　菊地　幸得

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十二年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

山形市城南町一丁目一番一号

財団法人山形県高等学校定時制通信制教育振興会

清算人　遠藤　正友

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十二年三月一日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

東京都文京区本郷七丁目三番一号東京大学構内

財団法人東京大学綜合研究会

清算人　濱田　純一

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十二年四月二十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

静岡県三島市字エビノ木四七四五番地の四五六

特定非営利活動法人こころの会

清算人　池田　政雄

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十二年三月八日開催の理事会の決議並びに平成二十二年三月十七日の愛知県知事の認可により、設定した存続期間の満了により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十七日）の翌日から本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

名古屋市南区元塩町三丁目一番地一

財団法人社会福祉ひろめ会

代表清算人　鈴木　清覺

**解散公告（第二回）**

当土地改良区は、平成二十二年四月二十二日広島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

広島県東広島市高屋町貞重一一三五番地

東広島市貞重土地改良区

清算人代表　中村　利之

**解散公告（第二回）**

当公社は、平成二十二年二月十二日開催の理事会の議決並びに平成二十二年三月三十日鹿児島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

鹿児島県伊佐市大口里一八八八番地

伊佐市土地開発公社

清算人　隈元　新

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十二年三月六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

札幌市中央区北二条西二六丁目二番一八号

特定非営利活動法人高齢者のためのADL対応型体操研究会

清算人　福澤　禎子

**解散公告（第三回）**

秋田県住宅供給公社は、平成二十二年三月三十一日付けで地方住宅供給公社法第三十六条第二項の規定による解散の認可を受け解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

秋田県秋田市山王四丁目一番一号

秋田県住宅供給公社

清算人　加藤　修平

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十一年十一月十八日開催の理事会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十九日

秋田県秋田市八橋南二丁目一〇番一六号

財団法人秋田厚生会

清算人　木村　一男